

平成27年度

第13回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会農地部会議事録

平成28年3月28日、千葉県農業委員会農地部会長 鈴木 武夫は、平成27年度第13回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第2号	農地法第3条の規定に係る買受適格証明願について(競売)	1件
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	10件
議案第5号	農地法第5条の規定に係る買受適格証明願について(競売)	4件
議案第6号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第7号	千葉県農用地利用集積計画(案)の決定について	22件
議案第8号	平成28年度農地部会業務計画(案)の決定について	1件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	10件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	19件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	40件
報告第4号	農地法第3条の規定による許可処分の取消願について	1件
報告第5号	農地法第5条の規定による許可処分の取消願について(一時転用)	1件
報告第6号	地目変更について	14件
報告第7号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第4条)	1件
報告第8号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第5条)	6件

<出席委員> (17名)

1番	橋本 泉	2番	長谷部 衡平
3番	小林 正明	4番	笠川 泰雄
5番	武津岡 広治	6番	鈴木 武夫 (農地部会長)
7番	中島 賢治	8番	猪野 幹男
9番	宮崎 一雄	10番	蛭田 浩文
11番	浅尾 孝	12番	大塚 久 (職務代理者)
13番	竹下 洋一	14番	長谷川 功
15番	石橋 幹男	16番	高澤 義信
17番	小川 隆良		

<欠席委員> (0名)

<事務局説明員>

事務局長	朝生 智明	次長	楠原 弘
次長補佐	御園 えみ子	農業振興班長	小川 剛
農地指導班長	角田 一郎	農地審査班長	福島 悟

開 会 (午後 2時30分)

議 長
(鈴木武夫部会長)

ただ今から平成27年度第13回農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は、17名中、17名出席ですので、会議は成立しております。

日程第1の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。5番・「武津岡 広治」委員、7番・「中島 賢治」委員のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第2の議事に入らせていただきます。
はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
それでは、第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。
はじめに第1項です。本項は第2項との関連案件ですので、一括してご説明します。

なお、第1項及び第2項につきましては、面接を実施いたしましたので併せてご説明いたします。

お手元の資料の1-1・2、1-1、1-2をご参照ください。

資料は、位置図と営農計画書を添付しております。

本案件は、若葉区加曽利町在住の方が、東京都足立区などに在住の方々が所有する、第1項の若葉区加曽利町、及び第2項の若葉区小間子町の農地を、新たに農業を開始するため、第1項は売買により取得、第2項は使用貸借権を設定するものです。

申請地の取得後の作目は、落花生と大根を予定しております。

次に、第3項につきましては、面接を実施いたしました

ので併せてご説明いたします。

お手元の資料の1-3をご参照ください。

資料は、位置図と営農計画書を添付しております。

本案件は、市原市青柳に在住の方が、緑区高田町在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、大根、白菜を予定しております。

次に、第4項は、お手元の資料の1-4をご参照ください。

本案件は、緑区刈田子町在住の方が、同区同町在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、大根、トマト、キュウリを予定しております。

次に、第5項は、お手元の資料の1-5をご参照ください。

本案件は、若葉区旦谷町在住の方が、若葉区都賀5丁目在住の方が所有する若葉区旦谷町の農地を、経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

次に、第6項は、お手元の資料の1-6をご参照ください。

本案件は、若葉区旦谷町在住の方が、若葉区都賀5丁目在住の方が所有する若葉区旦谷町の農地を、経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

次に、第7項は、お手元の資料の1-7をご参照ください。

本案件は、若葉区小倉台3丁目に住居の方が、市川市大和田在住の方が所有する若葉区中田町の農地を、経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、カボチャ、バターナッツを予定しております。

次に、第8項は、お手元の資料の1-8をご参照ください。

本案件は、若葉区大井戸町在住の方が、同区同町在住の方が所有する若葉区大井戸町の農地を、経営規模を拡大す

るため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

第2分科会としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議 長
(鈴木武夫部会長)

議案第1号について事務局より補足説明願います。

事 務 局

分科会での主な質疑や意見についてご報告します。

初めに第1項、第2項ですが本案件は、分科会にて申請者の面接を行いました。

面接の中で、申請人は農家の生まれで農業経験はあるということ。今般、自宅隣接地の農地の売買の話が出たことから、かねてから関心のあった農業を夫婦で一緒に始めてみたいと考えたということ。収穫作物の販売先などはこれから探していきたいと考えていること。などの回答が申請人からございました。

次に第3項につきましても、分科会にて面接を実施いたしました。

面接の中で、現在、市原市にて田を耕作しているが、かねてから畑をやってみたいと考えていたところ、知人から申請地について売買の話があったということ。農家の生まれなので農業経験はあるということ。収穫作物は会社を経営していることから、社員などの間で消費をするということ。などの回答が申請人からございました。

補足説明は以上でございます。

議 長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

議 場

—— 質問・意見等なし ——

議 長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙 手 ——

議 長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は許可と決定いたします。

議 長
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第2号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明願について（競売）」を上程いたします。
第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。
この買受適格証明願につきましては、申請内容が農地法上適格であるかを判断し、買受適格証明書を交付するものです。

また、買受適格証明書を交付された者が落札人となり、改めて農地法第3条の許可申請書が申請された場合は、買受適格証明書の交付時と申請内容が異なっていなければ、事務手続きの迅速化を図るため、速やかに許可指令書を交付することになります。

従いまして、買受適格証明書の交付及び落札後の許可指令書の交付を合わせて審議願うものです。

それでは、申請内容についてご説明いたします。

お手元の資料の2-1を併せてご覧下さい。

本案件は、執行機関は千葉地方裁判所で、対象の土地は、若葉区高根町の農地です。緑区辺田町在住の方が、経営規

模を拡大するため、競売により農地を取得するものです。
申請地の取得後の作目はラッキョウを予定しております。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、買受適格証明書の交付につきましては承認相当とし、申請者が落札人となり同一内容の許可申請書が提出された場合は、許可相当と意見決定しました。

説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

議案第2号について事務局より補足説明願います。

事務局

第1項について分科会での質疑についてご報告させていただきます。

買受適格証明書と競売の手続き流れについて、ご質問を頂きました。

申請地は地権者の債務等を原因として、裁判所によって強制的に差し押さえられています。競売とはこの土地を売却し、その売却代金を債権の回収に充てる手続きです。

この売却に際し、差し押さえられた財産が農地である場合には、農地を取得できない者が最高価格を提示した買受人になるのを未然に防ぐため、農地法の規定による許可の見込みがない者は競売に参加することができません。

この農地法の規定による許可の見込みがあるという証明書が買受適格証明書となり競売に参加するために必要な書類となります。

補足説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
議案第2号は、買受適格証明書の交付については、承認相当とし、申請者が落札人となり、同一内容の許可申請書を提出した場合は、許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。

議長

—— 挙手 ——

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員ですので、議案第2号は、買受適格証明書の交付については、承認相当とし、申請者が落札人となり同一内容の許可申請書を提出した場合は、「許可相当」と意見決定いたします。

議長
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。
ご説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。
なお、第1項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。
はじめに第1項です。お手元の資料の3-1を併せてご参照願います。
本案件は、太陽光発電施設用地とするものです。
申請地は、県立泉高等学校の東約10mに位置する農地です。
農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。
申請地の現況は、畑で、周辺は農地や山林、学校が点在しております。
被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第2項です。お手元の資料の3-2を併せてご参照願います。
本案件は、駐車場用地とするものです。
申請地は、JR外房線誉田駅から東へ約600mに位置

する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

周囲は、既設ブロック及びフェンスにて、土砂の流出を防止します。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙 手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は、許可と決定いたします。

議長
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

ご説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

なお、第1項から第4項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに第1項です。お手元の資料の4-1を併せてご参照願います。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、京葉道路穴川インターチェンジから北へ約200mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

申請地の現況は、休耕で、周辺は山林や住宅が点在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続します。雨水は浸透施設にて抑制後、道路側溝に接続します。

周囲にブロック及びL型擁壁を設置し土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第2項です。お手元の資料の4-2を併せてご参照願います。

本案件は、資材置場及び駐車場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請地は、東関東自動車道千葉北インターチェンジから東へ約700mに位置する農地です。

農地区分は、498番2については第3種農地、外2筆については第2種農地と判断しました。

申請地の現況は、休耕で、周辺は住宅や事業所が点在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

周囲に鋼板塀を設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第3項です。お手元の資料の4-3を併せてご参照願います。

本案件は、資材置場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請地は、千葉東金道路中野インターから東へ約1400mに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、2種農地と判断しました。

申請地の現況は、休耕で、周辺は農地のほか、山林や住宅などが点在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

周囲に鋼板塀を設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第4項です。お手元の資料の4-4を併せてご参照いたします。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、千葉都市モノレール小倉台駅から南へ約500mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請地の現況は、休耕で、周辺は農地のほか、住宅などが点在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続します。雨水は浸透施設にて抑制後、道路側溝に接続します。

周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第5項です。本項は第6項との関連案件ですので、一括してご説明します。お手元の資料の4-5・6を併せてご参照いたします。

本案件は、店舗コンビニエンスストア用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、千葉東金道路大宮インターから北東へ約200mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続します。雨水は貯留施設にて抑制後、道路側溝に接続します。

周囲にブロック、フェンスを設置し、土砂の流出を防止

します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第7項です。お手元の資料の4-7を併せてご参照願います。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請地は、千葉市消防学校から北西へ約700mに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は合併浄化槽にて、雨水は雨水浸透枡で処理します。

周囲に法面芝張処理をし、土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第8項です。お手元の資料の4-8を併せてご参照願います。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請地は、千葉市立誉田東小学校から東へ約550mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続し、雨水は雨水浸透枡にて流出を抑制後、道路側溝に接続します。

周囲にブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第9項です。お手元の資料の4-9を併せてご参照願います。

本案件は、資材置場用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、千葉県立桜が丘特別支援学校から南へ約700mに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透

で処理します。

周囲にブロック、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第10項です。お手元の資料の4-10を併せてご参照願います。

本案件は、事業所施設を拡張するため、売買により取得するものです。

申請地は、市立生浜中学校から南へ約100mに位置する農地です。

農地区分は、集団的に存在する区域内にある農地であることから第1種農地と判断しました。農地区分が第1種農地の場合は、原則として許可できませんが、本件については既存施設の敷地の2分の1以内の施設の拡張として、例外的に許可できる場合に該当します。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

周囲にコンクリートの板を設置し、土砂の流出を防止します。

他法令は残土条例が該当し、現在手続中です。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

議案第4号について事務局より補足説明願います。

事務局

分科会での質疑についてご報告させていただきます。

第7項及び第8項について、建築の要件についてご質問がありました。

第7項につきましては、いわゆる分家住宅と呼ばれるもので、農家等の後継ぎ以外の者が本家から独立し、新たな世帯を作るための住宅のことで、都市計画法にて市街化調整区域においても例外的に建築が認められているものになります。

第8項につきましては、千葉市においては駅から1km以内で諸条件を満たせば、市街化調整区域内においても、住

宅の建築の規制を緩和しており、8項の申請地はJR誉田駅から1km以内にあり、建築が可能とのことでございます。
補足説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。

議長
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第5号「農地法第5条の規定に係る買受適格証明願について（競売）」を上程いたします。
第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

この買受適格証明願につきましては、申請内容が農地法上適格であるかを判断し、買受適格証明書を交付するものです。

また、買受適格証明書を交付された者が落札人となり、改めて農地法第5条の許可申請書が申請された場合は、買受適格証明書の交付時と申請内容が異なっていなければ、事務手続きの迅速化を図るため、速やかに許可指令書を交付することになります。

従いまして、買受適格証明書の交付及び落札後の許可指令書の交付を合わせて審議願うものです。

それでは、申請内容についてご説明いたします。

お手元の資料の5-1～4を併せてご覧下さい。

申請地は、第1項から第4項まで同一の土地で議案第2号とも同一物件となり、県立泉高等学校の東約50mに位置する農地です。農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

はじめに第1項です。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、競売により取得したいというものです。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

周囲にブロック、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第2項です。

本案件は、資材置場用地とするため、競売により取得したいというものです。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

周囲に丸太番線を設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第3項です。

本案件は、資材置場用地とするため、競売により取得したいというものです。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

周囲にフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第4項です。

本案件は、貸資材置場及び貸駐車場用地とするため、競売により取得したいというものです。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

周囲にH形鋼、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、買受適格証明書の交付につきましては承認相当とし、申請者が落札人となり同一内容の許可申請書が提出された場合は、許可相当と意見決定しました。

以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

中島 賢治委員

確認ですが、買受適格証明書は現在、5件の申請が出されているのですか。

事務局

現在までに5件の申請が出ています。まだ、証明書の受付期間がありますので、件数が増えるかもしれません。

議長
(鈴木武夫部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。
議案第5号は、買受適格証明書の交付については、承認相当とし、申請者が落札人となり、同一内容の許可申請書を提出した場合は、許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙 手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員ですので、議案第5号は、買受適格証明書の交付については、承認相当とし、申請者が落札人となり同一内容の許可申請書を提出した場合は、「許可相当」と意見決定いたします。

議長
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

本案件は、地元農業委員による現地調査案件でございます。

第1項は、花島 豊勇委員から、申請農地は、すべて自ら耕作の用に供していることを確認した旨の現地調査結果報告書が、農地部会長あてに提出されております。

第2分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、適格者証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議 長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議 場

——— 質問・意見等なし ———

議 長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、承認とすることに賛成の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙 手 ———

議 長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。

議 長
(鈴木 部会長)

次に、議案第7号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

第2分科会委員長、説明願います。

第2分科会委員長
(猪野委員)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項は、若葉区桜木在住の方の所有する、同区大井戸町の田1筆、面積2,404㎡を同区下田町在住の農家の方に所有権を移転するもので、対価は10a当たり62万3千960円です。

第2項から第5項は、農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が実施する農地利用集積円滑化事業に係る案件のため、一括してご説明します。

第2項及び第3項は、千葉みらい農業協同組合が、花見川区武石町在住の方の所有する、同町の畑1筆、面積892㎡を賃借にて借り上げ、同町の農家の方に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は3年です。

第4項及び第5項は、同じく千葉みらい農業協同組合が、美浜区幸町在住の方の所有する、若葉区中田町の畑2筆、面積5,247㎡を賃借にて借り上げ、同町の農家の方に賃借権を新規に設定するもの、設定期間は3年です。

第6項は、若葉区小倉台在住の農家の方が、同区中田町在住の方の所有する、同町の畑4筆、合計面積2,387㎡に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は5年です。

第7項は、若葉区みつわ台在住の方が、同区更科町在住の方の所有する、同町の畑1筆、面積7,000㎡に使用貸借権を設定し、農業経営を開始するもので、設定期間は

6年です

第8項及び第9項は権利者が同一のため、一括してご説明します。

若葉区若松町在住の方が、同区富田町在住の方他1名の所有する同町の畑2筆、合計面積5,226㎡に賃借権を設定し、農業経営を開始するもので、設定期間はそれぞれ6年です。

第10項及び第11項は同じく権利者が同一のため、一括してご説明します。

緑区あすみが丘在住の方が、同区板倉町在住の方他1名の所有する同区板倉町及び大椎町の畑9筆、合計面積6,246㎡に第10項は賃借権、第11項は使用賃借権を設定し、農業経営を開始するもので、設定期間はいずれも6年です。

第12項及び第13項は同じく権利者が同一のため、一括してご説明します。

緑区誉田町在住の方が、若葉区富田町在住の方他1名の所有する同町の畑2筆、合計面積4,526㎡に賃借権を設定し、農業経営を開始するもので、設定期間はいずれも6年です。

第14項から22項は、権利者が同一のため一括してご説明します。

なお、件数が多いため一覧表を作成しましたので、議案書27ページをご覧ください。

緑区刈田子町の農業生産法人が同区椎名崎町在住の農家の方他8名の所有する同区椎名崎町駒崎、椎名崎町、大金沢町、落井町、中西町及び古市場町の田17筆、合計面

議 長
(鈴木 部会長)

事 務 局

積 21, 299 m²に第14項は、新規に賃借権を設定し、第15項から第22項は、継続して賃借権を設定するもので、設定期間は第14項が6年、その他は11年です。

第1項から第22項までの合計面積55, 227 m²です。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第2分科会といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

ありがとうございました。

それでは、事務局より補足説明をお願いします。

第7項から第13項までは、新たに農業経営を開始する新規就農者でございますので、それぞれの方について、ご説明いたします。

始めに、第7項の権利者についてご説明いたします。

就農計画については、資料の7-7をご覧ください。

第7項の権利者の方ですが、就農を志し、平成26年5月から若葉区下田町の農業者の下で、農業に関する知識、農作物の栽培技術の習得に努めて参りました。自己資金500万円を基に、70アールの畑を利用し、コマツナ、ホウレンソウ、キャベツ等の生産に取り組み、スーパー内の直売コーナーや農協直売所に出荷することとしております。

また、年間収支は売上約474万円、生産経費約340万円、年間所得として約134万円を見込んでおります。

続いて、第8項及び第9項の権利者についてご説明いた

します。

就農計画については、資料の7-8・9をご覧ください。

第8項及び第9項の権利者の方ですが、市農政部の実施する「新規就農の推進事業」に応募し、平成26年度の新規就農研修生として、これまで農政センター及び若葉区大宮町の農家での研修を受け、農業に関する知識、農作物の栽培技術の習得に努めて参りました。

自己資金200万円を基に、52アールの畑を利用し、ネギを主体にトウモロコシの生産に取り組み、スーパーや農協直売所並びに知人を介して病院や保育所等に出荷することとしております。

また、年間収支は売上256万円、生産経費約168万円、年間所得として約88万円を見込んでおります。

続いて、第10項及び第11項の権利者についてご説明いたします。

就農計画については、資料の7-10・11をご覧ください。

第10項及び第11項の権利者の方ですが、市農政部の実施する「新規就農の推進事業」に応募し、平成26年度の新規就農研修生として、これまで農政センター及び緑区大木戸町の農家での研修を受け、農業に関する知識、農作物の栽培技術の習得に努めて参りました。

自己資金200万円を基に、62アールの畑を利用し、キャベツを主体にトウモロコシの生産に取り組み、キャベツを市場にトウモロコシは直売所に出荷することとしております。

また、年間収支は売上約205万円、生産経費約116万円、年間所得として約89万円を見込んでおります。

最後に、第12項及び第13項の権利者についてご説明いたします。

就農計画については、資料の7-12・13をご覧ください。

第12項及び第13項の権利者の方ですが、市農政部の実施する「新規就農の推進事業」に応募し、平成26年度の新規就農研修生として、これまで農政センター及び若葉区富田町の農家での研修を受け、農業に関する知識、農作

物の栽培技術の習得に努めて参りました。

自己資金50万円を基に、45アールの畑を利用し、ネギの周年生産に取り組み、スーパーや農協直売所に出荷することとしております。

また、年間収支は売上240万円、生産経費約178万円、年間所得として約62万円を見込んでおります。

今後、各項のいずれの権利者についても、農政部が各種支援を行っていきます。

補足説明は以上です。

議長
(鈴木 部会長)

ただいまの、第2分科会委員長及び事務局の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

宮崎 一雄委員

第7項で使用貸借権設定とありますが、使用料は無料ですか。

事務局

賃料は無償です。

小林 正明委員

この人たちの就農計画書を見ていると食べていけるのか心配ですが、本当にやる気があるのか面接で確認したのですか。

事務局

農政部と農業委員会、JA千葉みらい、千葉県農業事務所の関係者による就農準備会にて就農希望者の就農計画書を審査しました。面接の結果、計画が難しい場合は指導をします。また、就農後も各種支援を行います。

中島 賢治委員

第10・11項は、1,705万円の借り入れをしているが、返済額はいくらですか。

事務局

青年等就農資金の借り入れは、当初の返済額は最長5年間据え置きです。

議長
(鈴木 部会長)

他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。第2分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙 手 ——

議 長
(鈴木 部会長)

賛成全員でございますので、議案第7号は、原案どおり決定といたします。

議 長
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第8号「平成28年度農地部会業務計画（案）の決定について」を上程いたします。

本案件につきましては、農地部会として審議する案件でございますので、3月22日に実施した第2分科会では審議を行っておりませんので、事務局より説明願います。

事 務 局

議案第8号「平成28年度農地部会業務計画（案）の決定について」ご説明いたします。

議案書の28ページをご覧ください。

農地部会の所掌事務につきましては、農業委員会等に関する法律第19条に規定されておりますが、平成28年度の千葉県農業委員会農地部会としての業務計画を示したものでございます。

順次、読み上げます。

1 耕作目的の農地等の権利移動の制限

(1) 農地法第3条の許可権限の移譲（平成24年4月）に伴う事務処理について、的確な対応を図る。

(2) 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業に関する情報提供に努め、農用地利用集積を促進する。

2 農地等の転用の統制

(1) 農地法第4条及び第5条の許可権限の移譲（平成15年4月）に伴う事務処理について、的確な対応を図る。

(2) 優良農地を確保し、農業生産力を維持し農業経営の安定を図るため、農業以外の目的に供する土地利用関係について、適正な指導を行う。

3 地目変更登記に係る登記官（裁判所、税務署）からの照会

登記簿上の地目が農地である土地について、地目変更登記に係る登記官（裁判所、税務署）からの照会に対し、適正に対応する。

4 国有農地等の適正な管理

農林水産省所管財産（国有農地等）について、国有財産管理人とともに見廻りを行い、適正な管理に努める。

5 農地改革による農地等の買収及び売渡に係る処分等の是正

農地改革による農地等の買収及び売渡についての調査依頼については、その経緯、実情を正確に調査し、必要に応じて資料提供を行う。

6 農業委員会による和解の仲介

農地等の利用関係の紛争については、実情を詳細に調査し、事件の公正、迅速な解決に努める。

7 生産緑地買取申出に係る「主たる従事者の証明書」の発行

生産緑地法第10条、同法施行規則第5条の目的に照らし、速やかに実情を調査し、適正な事務処理を行う。

8 違反転用への対応

違反転用に係る農地については、速やかに実情を調査し、中止勧告及び是正措置等の適正な指導を行う。

9 農地等の埋立に係る適正な指導体制

農地等の埋立に係る区画・形質の変更については、従前の農地より高い利用価値及び農業経営の改善に資することを目的とし、関係法令に基づき、適正な指導を行う。

10 贈与税及び相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行

贈与税及び相続税の納税猶予適格者証明書の発行にあたり、特例を受ける農地について現地の確認を行い、適正な事務処理を行う。

また、旧法に従い、相続の発生から20年を経過することにより、免除となる案件について、税務署からの利用状況確認依頼に基づき内容を精査し、制度の適正な運用を図る。

11 遊休農地に関する措置

管内の農地が適正に利用されているか調査し、遊休農地を把握するとともに、所有者等に対する遊休農地の解消指導を行う。

以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ありがとうございました。
ただいまの、事務局からの説明について、質問、意見等
ございますか。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
「平成28年度農地部会業務計画（案）」を原案どおり
とすることに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、計画案のとおり決定といた
します。

議長
(鈴木武夫部会長)

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件につ
いて、第1号から第8号までを一括して上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。
議案書の30ページをご覧ください。報告第1号「農地
法第3条の3第1項の規定による届出について」は、議案
書の33ページまでに10件ございました。
内容につきましては、記載のとおりでございます。
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決
により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の34ページをご覧ください。
報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出
について」は、議案書の36ページまでに19件ございま
した。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決
により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の37ページをご覧ください。
報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出
について」は、議案書の42ページまでに40件ございま
した。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決
により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の43ページをご覧ください。
報告第4号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願
について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

事務局長専決により、許可取消指令書を交付いたしまし
た。

続きまして、議案書の44ページをご覧ください。
報告第5号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願
について（一時転用）」は、1件ありました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

事務局長専決により、許可取消指令書を交付いたしまし
た。

続きまして、議案書の45ページをご覧ください。
報告第6号「地目変更について」は、議案書の46ページ
までに14件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、
内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答
済みでございます。

続きまして、議案書の47、48ページをご覧ください。
報告第7号、第8号「千葉県農業会議への諮問に係る答申
について（第4条及び第5条）」は、4条が1件、5条が
6件 ございました。

いずれも、3月3日に諮問し、3月14日に開催された
千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指
令書を交付いたしました。

他法令（都市計画法）が関係する案件につきましては、
関係部局と調整のうえ、許可指令書を交付いたします。

また、来月より、農地法の改正に伴い現在の県農業会議
が県ネットワーク機構へと法律上の位置づけが変わること
に伴いまして、現在すべての転用案件について諮問手続
きを行っておりますが、4月以降は原則30アール3000㎡以
上の転用案件についてのみ諮問手続きを行うこととなり
ますので、併せてご報告させていただきます。

報告案件につきましては、以上でございます。

議 長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの報告第1号から第8号について、質問、意見
等ございましたらお願いいたします。

議 場

——— 質問・意見等なし ———

議 長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でござい
ますので、ご承認いただきたいと思います。と存じます。

以上をもちまして、平成27年度第13回農地部会を
閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまし
て、ありがとうございました。

閉 会 （午後 3時30分）

